

業務委託仕様書

1 事業名称

令和7年度 大阪市会環境対策特別委員会行政視察にかかるバス運行等旅行手配業務委託

2 業務内容

本件業務は、大阪市会環境対策特別委員会における行政視察を実施するにあたり、視察先となる現地（他の都道府県）での円滑な視察が実現できるよう、視察行程に沿った最適な移動ルートを検討のうえ、現地におけるバスの借上げについて手配する。加えて、円滑かつ確実に視察を実施することができるよう、視察にかかる往復の移動手段や現地の宿泊施設の選定・確保についても、最適な方法や場所等をコーディネートし、本事務局へ提示する業務。

(1) 契約期間

契約締結日～令和8年1月30日（金）

(2) バスの借上げ（運行）期間

令和8年1月29日（木）～30日（金）

(3) バスの仕様

- ・大型バスで、荷室に搭乗者の荷物を積載できるものを用意すること。
- ・添乗員（バスガイド）は不要とする。
- ・冷暖房装置を装備する。

(4) 運行予定場所

別紙行程のとおり

※行程については視察先との調整や当日の道路状況等により変更になることがある。変更する場合は当日協議の上決定するものとする。

(5) 人数

24名（議員20名、随行職員4名）

(6) 移動手段の手配

- ・エコノミークラス、団体券単価で手配すること。
- ・別紙行程に記載している時間の飛行機とするが、契約後事務局と協議のうえ、移動手段・時間帯等の変更も可とする。

(7) 宿泊施設の手配

下記条件を満たす、宿泊施設を2つ以上事務局へ提示すること。

（条件については、契約後事務局と協議のうえ変更も可とする）

①那覇市内で県庁前駅から徒歩で15分以内に移動できる範囲内にあること。

②同ホテル内で、議員は15,000円（税込）以内、随行職員は1泊11,000円（税込）以内

の部屋を手配すること。（宿泊税・入湯税込み、朝食代除く）
③昼食、夕食の手配は不要
④議員の部屋は朝食つき、随行職員の部屋は朝食なしとすること。
⑤喫煙可能な部屋があるホテルであること。（施設内に喫煙可能な場所があるホテルでも可とする。）

(8) その他

- ・旅行添乗員は不要とする。

3 その他

- (1) 本件業務における委託料には、バス借上げ代・高速道路料金・駐車場代・旅行取扱手数料を含み、視察行程における交通費・宿泊費については含まない。（交通費・宿泊費については視察終了後、別途旅費として支払いを行う）
- (2) 受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目13-01-01（旅行）で登録していること。
- (3) 受注者は、契約締結後、「事業経費内訳書」を提出すること。（様式は任意）
- (4) 受注者は、履行後、発注者の検査を受け、合格した後に委託料の請求を行うものとする。
- (5) 本事業については、当該事業終了後、様式1「業務完了届」をすみやかに提出すること。
- (6) 見積書の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (7) この条件の他、当該業務を円滑に実施する上で必要な事項が生じた場合は、双方協議の上、処理する。

担当者（又は問い合わせ先）

大阪市会事務局議事担当 担当者 青池・峯山

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 TEL 06(6208)-8685 FAX 06(6202)-0508

業務完了届

令和 年 月 日

大阪市会事務局長 翼 功一 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

下記のとおり業務が完了しましたので、届けます。

記

業務名称	令和7年度 大阪市会環境対策特別委員会行政視察にかかるバス運行等旅行手配業務 委託
履行場所	本市指定場所
完了	令和 年 月 日 ()
契約	令和 年 月 日 ()
期限	令和 年 月 日 ()

行程

1月29日(木)【1日目】

バス
大阪(伊丹)空港 ————— 那覇空港 ————— 株式会社トリム —————
11:00 頃発 13:20 頃着 13:40 発 14:15 着 15:15 発

バス
———— 那覇エコアイランド ————— 宿舎(那覇市内)
16:15 着 17:15 発 17:45 着

1月30日(金)【2日目】

バス
宿舎 ————— 沖縄県庁 ————— 那覇空港【昼食】———— 大阪(伊丹)空港
9:10 発 9:30 着 12:00 発 12:20 着 14:10 頃発 15:55 頃着

※いずれも無料駐車場なし

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。

公正な業務執行に関する特記仕様書（委託関係）

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約にかかる業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（市会事務局総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（市会事務局総務担当）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないときは又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) バスの運行管理
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること